

「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する
意見募集の結果について

平成29年2月●●日

個人情報保護委員会事務局

法務省大臣官房司法法制部審査監督課

個人情報保護委員会及び法務省においては、昨年12月15日（木）から本年1月13日（金）まで、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」につきまして、広く国民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、この意見募集に対して1の団体から2件の御意見等が寄せられ、これら御意見等に対する個人情報保護委員会及び法務省の考え方について、別紙のとおり取りまとめました。

また、お寄せいただいた御意見等を踏まえた上で、本日、「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン」を定め、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）の施行の日（本年5月30日）から施行することとなりましたのでお知らせします。

御意見をお寄せいただいた皆様に感謝申し上げますとともに、引き続き、個人情報保護委員会及び法務省の活動に御理解と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」に関する意見募集結果

No	該当箇所	寄せられた御意見等	御意見等に対する考え方
1	第5	<p>現行の債権管理回収分野ガイドラインの「第6 個人情報の取得に関する義務」の「1 適正な取得（法第17条関係）」において、その他不正の手段により個人情報を取得すると解される場合の例の1つとして、「弁護士に対し、当該弁護士に委任した法律事務と関係の戸籍謄抄本や本籍地の記載のある住民票の写しの取得を依頼して、その弁護士から、これらに記載されている個人情報を取得する場合」が挙げられていた。</p> <p>今般の債権管理回収業分野ガイドライン（案）の「第5 個人情報の取得に関する義務」においては、通則ガイドラインに相当の記載があるとして上記「1 適正な取得（法第17条関係）」の規定が削除されているが、通則ガイドライン3-2-1において「個人情報取扱事業者が不正の手段により個人情報を取得している事例」として挙げられている事例1）～事例6）の他に、上記例についても不正の手段により個人情報を取得している事例に該当するとの理解で良いでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国サービサー協会】</p>	御理解のとおりです。
2	第5	<p>インターネット検索により個人情報を取得する場合（印刷物のファイル編綴、＜〇〇システム等＞への記載等）において、当該個人情報が適法に取得されたことが個別に確認できない場合であっても、部外秘・社外秘である旨が記載されていたり又はクレジットカード情報が含まれていたりする場合等、およそ適法にネット上に掲載されることが想定されない特段の場合を除いて、一般的には不正の手段により個人情報を取得している事例には該当しないとの理解で良いでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人全国サービサー協会】</p>	個別の事案ごとの判断によりますが、一般的には御理解のとおりです。